

沼田順義

——その少青年期——

小笠原 春 夫

沼田順義(寛政四「嘉永二」一七九二—一八四九)がどうして然程までに反真淵反宣長に熱を入れたか、入れねばならなかったのか。そこには彼をその表面に躍り出させる因として何があったのか。さういふ疑念が去来するのを止め難いものがある。そこには近世の思想史上の一問題として看過できないものがある様に思はれる。

但しそれにしては些か隘路に入り込む様な嫌ひはあるが、手初めとして順義の生ひ立ち、足跡から検討を加へて行きたいと思ふ。その名声に比して不明の点や不審の箇所が少くない故である。

順義の伝記に就て目下基本的な典拠となるのは、石川二三造著「本朝盲人伝」⁽¹⁾（以下「盲人伝」と略称）所収の一篇であらう。この書はその凡例によれば、著者が先に「本朝瞽人伝」と云へる一小冊子を世に公にしたがその後「大成を期し、幾ど三十年間熱心に材料蒐集に奔走」した成果であるといふ。「本朝瞽人伝」（以下「瞽人伝」と略称）は筆者は未見であるが、「沼田順義」の一項は「大日本人名辞典」⁽²⁾に「瞽人伝」に據ることを記し、殆どその全文引用

かと見られる。もつとも同辞典の新版（昭和二年以降）には旧版（明治一八年以降）分の後に「或は曰く」以下約十行程の追加がある。またこの追加分の内容は、順義の借金から遁亡に至る記事である。この点「盲人伝」（大正八年刊）の記述は旧版（即ち瞽人伝）を厚意的に補筆した内容で、新版の辞典に見る追加分の批判的記事の如きは全く見えない。従つてこの加筆約十分分は（旧版と等しく典拠を「瞽人伝」と記してゐるが）原作者石川氏の執筆にかかるともあれ、この追加分の事は後述の機会に譲り、これを除く本文に於ては「盲人伝」の方がより詳しく基準となる様に思はれるので、以下この記述を順を追つて掲げ、少しく考察を加へて行くこととする。

注(1)大正八年三月、文部省刊。凡例は文部省普通学務局の記名。

(2)旧版は一冊。新版は複数冊で、現行の内容も順義の項は昭和二年版と同一である。

なほ國學者伝記集成所収の沼田順義の項は右の替人伝の抜書で分量は約半ばに止まる。

一

沼田順義字は道意、楽水堂と号す。上野國群馬郡仲尾村の人。

〔盲人伝・一三六頁〕

「盲人伝」の該項冒頭の一節である。この生地に就ては「盲人伝」より数年後の編著の「上野人物誌」にも

姓は沼田氏、通称明かならず、群馬郡新高尾村中尾字天神の出身にして、天保年間を以て生る（四七四頁）

とやや詳しい。且つこの頭注には「檢校生誕の地今桑畑に變ず」とある。現在は高崎市中尾町に属するが、この地区を高速道路及び車道が交叉し、付近に新築家屋が並び一層の変貌を呈し、昔日の地形を採る術もない。但し当地の古社で「往古は近隣教村の總鎮守」であった（群馬郡誌）飯玉神社には、氏子としての沼田順義の寄進に關する記録及び物品が宝藏されて居て、如上の記事を裏付けてゐる。

注(1)岡部福蔵著・大正十四年刊。同書雜部に「三芳野檢校」と題して掲載。典據を「上毛及上毛人・新高村村長反町角三氏報」と記す。なほ後述の予定。

(2)群馬郡教育會編・大正十四年刊。

(3)飯玉神社宮司青木捷男氏の御厚意によつて確認を得た。なほ關係写真等の事は後稿に譲る。

「盲人伝」は次で記す

其の先は邑を沼田に食む。因て以て氏となす。大国主神の裔な

り。故に姓を大三輪と稱し、累世豪族たり。

この点に關しては、「盲人伝」は一文の奥に「逸話」として加へてゐる。即ち

順義の祖は名族にて、沼田城主平公なり。川越の閑脩の撰する上野沼田平公祠碑文あり。文甚だ長ければ之を略す。

とあるが、結論から言つて何れも管見では確証は得てゐない。逸話の域を出ない様に思はれる。先づ「沼田」に關してであるが、

「上州の苗字と家紋」の利根郡・沼田市の章では

鎌倉、室町、戦国の利根、沼田の支配者は沼田氏である。総家沼田氏は天正九年（一五八一）沼田平八郎景義を最後に滅亡する。支族として下沼田、発知、岡谷、小川、名胡桃、川田、恩

田、後閑、石墨、深津などあるが、戦国動乱によつて多く滅亡移動して、地名そのままに在住するのは、発知、岡谷、真庭位である。真庭は大姓となつたが他は少ない。（上卷三一七頁）

即ち平八郎景義を以て沼田氏は滅亡し、沼田姓を名乗る者がなくなつた事を語つてゐる。これは利根・沼田城内の事であるが、同書の他の部にも沼田の「苗字」は見えない。もつともこの書は「上州」の苗字のすべてではなく、何らか由緒を有するものの集成とみられるので、これだけで速断はできない。現に高崎市街及び市街を軸として、彼の中尾町とは対称的位置にある数町には、沼田姓が散見する。これらの中には（右の引用文によれば）利根・沼田から「移動」した者か、或ひは後年に名乗つたものかには關はる氏姓があるやも測り難い。この点調査は未だ行届いてゐない。

次に「姓を大三輪と稱し累世豪族たり」との事である。これも然

様に後年沼田順義の祖であった人が自称したものでないかとも推測される。右の「苗字と家紋」にこの「大三輪」もみえない。因に「応仁武鑑」(大武鑑所収)⁽⁴⁾によれば、

又或説に沼田氏の祖は緒方三郎惟義なりと云り、惟義は大神惟基の長子白杵九郎大夫惟盛五代の孫にして豊後の国の押領使なり。家の紋は違ひ驚の羽なりと云。又一説に沼田氏は俵藤太秀郷の子孫なりと云とも其出自を詳にせず。或は大胡、桐生、山上、佐貫、園田、沼田を川東^{利根川}の六家を称して共に藤なりと云、然れども今沼田に散在せる真庭、西山、和田等の氏族の家に伝ふ処を聞ば、皆云三浦の末流と、其家の紋は悉く三引両にして、大神の姓を唱ふるもの一人もなく、又藤氏なりと云ものもなし、依てこゝにその事を集録して後人の是正にまつと云(上巻六二頁)

大神―大三輪の姓を裏付けるものも乏しい。また「順義の祖は名族にて」とする沼田平公の碑文は、「利根郡誌」に全文(約七百字)の掲載があり、現に沼田市町田字中城に存するが、この関修齡の撰文は、専ら沼田平八郎景義を顕彰し沼田家滅亡を述べることに終始し、特に順義の沼田家に関はるものではない。「盲人伝」の作者が敢て「逸話」として奥に追記したのは、伝承を聞いたのみで、繰返す様に確証があつてのことではないからであらう。

注(1)平公祠碑文撰者関脩はまた脩齡とも。字君長、永一郎と称す、号松臈。川越人(一説江戸人)。寛延元(一七四八)年八代洲岸留学。宝曆七(一七五七)年松平朝矩に仕へ、明和四(一七六七)年移封で朝矩と共に前橋藩から川越藩へ。明

和六年退官。翌年聖堂入塾、員長役(一に塾頭)。天明七(一七八七)年退塾。寛政二(一七九〇)年異学の禁により離門(破門)申付。享和元(一八〇一)年歿。(参照―埼玉県史「川越藩の学事」・渡辺金造「埼玉名家著述目録」・斯文会「聖堂物語」・石川謙「昌平坂学問所の発達過程とその様式」・お茶の水女子大学人文科学紀要第七巻所収―等。)

順義は寛政四年生れて勿論修齡の在世中交渉を持つ令年に達してゐない。

(2)上下二冊。昭和五十四年二月、上毛新聞社刊。

(3)これも後述の予定であるが二、三の資料に因り筆者の訪ねた高崎市寺尾町に該著関係者は皆無であった。

(4)昭和三十五年刊、薄根村誌(同村は現在沼田市に編入)には写真掲載。墓前に祠堂及び鳥居が建ち、沼田大明神と称し、祠堂の左側に「上毛沼田平公祠碑」が建つ。

なほ姓氏家系大辞典のヌマタの項21に「大三輪姓、上州沼田より起るとぞ。後世群馬郡仲尾村の人沼田与市の男順義は学和漢に亘る。盲人也」(四五七二頁)とあるが、上の資料を出ない。

二

父を與市と曰ふ。順義幼にして岐嶷、志気超邁。父之を奇とし、教ふるに義方あり。常に曰く。汝宜しく名を成すべしと。

(盲人伝)

かうした幼少期の事は伝聞によるものとしても、ともかく順義が尋常の子でなかつたことは窺はれよう。後年の「国意考辨妄」や「級長戸風」等の如き、真淵や宣長への烈しい反論は、単に学問思想上

の問題からだけのものに止らず他の動因もあらうが、更にその底流には、早くから形成されてゐた性格、気根の様なもの預る点もあつたらうと思はれる。右の一文はそれを示唆する様である。続いていふ、

年甫めて十三、軒岐の術を大熊松泉上州高崎の人及び吉田平格上州高崎の人に学ぶ(盲人伝)

十三歳にして軒岐の術— 医術を学ぶといふ。師事した一名に就き「盲人伝」は「瞽人伝」より一步を進めて「上州高崎の人」と注を加へてゐるが管見では未詳である。ただ吉田平格に就ては、群馬県史三に、新田郡大根村の山見龍なるものが「高崎藩医吉田某に從學して医術を学び」歸郷した(四三九頁)といふが、この吉田某に何らか關係がある人物かと思はれる。但し山見龍は宝曆七(一七五七)年歿(同上)とあり、順義生誕(一七九五)の約三十五年以前であり、順義が学ぶ頃迄吉田某の生存はやや無理である。また關係の有無も判然としないが、同書には「文政年中に上梓されし関東諸家人名録に見えたる上毛の医家」として列挙する中に、「学医・吉田周齋(名豹)、医・吉田祐甫(名熊)、医書・中之條・吉田尚敬」の三名が見える。時代的にはこれら三名の中の誰かとしても可能性はある。(後考に期したい。)次に「盲人伝」は、

年十五、決然郷を辭し、熊本に赴いて業を村井椿寿に受けんと欲す。大阪に至りて偶々其の歿するを聞き、更に甲斐に之き、
座光寺南屏に就きて儒学を学ぶ。尋で國費に入り、又磯野公道に從ひて益々医術を究む

といふ順義出郷の記事となる。順義十五歳は歿年の嘉永二(一八四

九)年五十八歳⁽²⁾より逆算して文化三(一八〇六)年に当る。先づ大阪に至り目指す村井椿寿の歿するを聞いて、甲斐に行ったといふ。椿寿は琴山と号し、古医方の大家吉益東洞門下の俊才を以て聞え、肥後藩侍医となつた人である。その父は失明の医師であつた。但し椿寿の歿年は文化十二(一八一五)年である。歿するをその年の中に聞いたとしても順義は既に二十四歳になる。とすれば順義出郷の年から九年の歳月が流れてゐる。これは少し間があり過ぎる。

この間の事を推測してみるに、一は椿寿の歿するのを聞く以前に何かしてゐたのではないか。二は従つて別の理由があつて熊本行を一時中止または延期してゐる中に椿寿の歿する事を聞いたのではないか。

それにしてもこの間に何をしてゐたか。「瞽人伝」も「盲人伝」も何ら触れてゐない。右の引用文の次に「年二十一、業を駿州清水港に開く。」と一転するのである。今この一文に關はつて二十一歳までとするも出郷から六年である。しかもその前に甲州行の事がある。さうとすれば、大阪で椿寿の歿するを聞いて、「といふ事が一層不審になる。この点「盲人伝」はその内容に比例して行文が整然とし過ぎてゐる様にも見受けられる。ここで他の資料をみてみよう。先にも挙げた「上野人物誌」(以下「人物誌」と略称)である。

幼より学を好み、家貧しきを以て勉強意に任せず年十七、眼を患ひ、遂に両眼とも失明せり(四七四頁)

早くもここに眼病、失明の事が出て来る。「盲人伝」は前掲文の数行後、業成つた後の記述に「既にして盲目となり」と漠然とした表現に止まる。また遡るが「盲人伝」には「累世豪族たり」とあつ

て、右人物誌の「家貧しき」様には何ら触れてゐない。更に「人物誌」は続いて

然れども発奮して江戸に出て医師に就て按摩術を学び、傍らと漢学を修め、江ノ島辨財天に籠りて、二十一日の断食を為し、其京都に上るや、沿道著名の学者を訪問して道を問ひ、京都に在る数年、按摩鍼術、其学業と共に大に上達(同上)

云々とある。この「人物誌」の「三芳野檢校」の一文は約四百字で圧縮された様な趣があるが、それにしても「盲人伝」とは平行線を辿る如く相違する。「人物誌」の右の一文は、出郷後数年間の先述の「盲人伝」の空白を埋めるものであらうか。或ひはさうかも知れぬが、就ても今度は「人物誌」の方が(その全文に就ても)「盲人伝」に見る座光寺、磯野等の事を全く欠くのはどうしたことか。思ふに、伝聞を含めて依據した資料が別であるのか。

なほ岸伝平著「川越夜話」によれば、

若いころに眼病を患つて按摩針灸術を会得し、さらに医学を修めたという。

随筆風な記述で、確かな年代は不詳であるが、「若い頃に苦学したと伝」へられてゐる事を記し、

過度の勉強から眼病となつて、上州の湯治場にあつて静養を兼ね湯治客の文雅の話相手や、医学の心得から治療を仕事としていた。(以上・五〇頁)

これは順義の何歳頃か。「若い頃」といふだけで依然漠としてゐるが、林信海なる人の手記にある由で、比較的身近かな人の見聞記としてかなり事実に近いものと見受けられる。更にその後「幸いと眼病も全快し、益々学問に励み名声を挙げたが、「晩年に眼病が再発し盲目となつた」(五一頁)云々と。この点他よりも一段と詳しい。しかし別に次の様な伝へもある。

幼より明を失し、医を心懸けて、貧窮ながらも笈を他邦に負ふて、高名の医とし聞ば随つて学ぶ事数年、傷寒論の諸説を暗記す。其間始終夜は導引を業として口を糊するの雑費に充て、晝は終日学で怠る事なし。(木村黙老「きくまゝの記」)⁽⁶⁾

これは一文の終りの項に「今は河越に住す」とあり、順義生前の時の記述で、右の「川越夜話」の基とした「手記」に近く、それに次ぐ見聞記といへる体ものと思はれる。然るに「幼より明を失し」といふのははじめ、以下も前掲書の何れとも大分趣を異にしてゐる。

「盲人伝」には座光寺云々以下の事が未だ残つてゐるが、ここで区切りをつけ一応の整理をしてみると次の様な凡その比較表となる。表に於て端的に眼につくのは、眼病―失明の経過及び時期が各相連する事、主な修学の場所と内容が各々独自等で一つに定め難い事である。相互補填を考へるにしては未だそれぞれが部分的引用に止るので暫くこのままとして置かねばならぬ。

本朝盲人伝	上野人物誌	川越夜話	きくまゝの記
<p>累世豪族、志気超邁、父義を教ふ。 十三歳、大熊・吉田に医を学ぶ。 十五歳、出郷。 二十一歳、清水で開業。 大阪で村井の死を聞き甲斐へ行き、南屏に医を学ぶ、 (二十四歳?) (後年失明)</p>	<p>家貧し。 十七歳、眼病し失明。 江戸へ出て按摩術を学ぶ。 江ノ島修行。 著名学者を尋ね、京都へ上り修学数年。 按摩鍼術・学業共に大に進む。</p>	<p>若い頃苦学、按摩鍼灸と医を学ぶ。 過度の勉強で眼病。 上州湯治、兼客の治療。 眼病全快。</p>	<p>幼より失明。貧窮。医を志す。 高名医(複数)に学ぶ事数年、この間夜は導引。</p>

注(1)群馬県史三、四四九頁。皇漢医学の項、約四〇名が列挙されてゐる。但し解説はない。

(2)順義の歿年に就ては管見では異説はない。

(3)日本医学史綱要(富士川游著・小川鼎三校注・東洋文庫) 1・一六五頁。なほ服部敏良著「江戸時代医学史の研究」(昭和五三刊・吉川弘文館) 一一、一一八、一三〇頁参照。各書により伝を異にする面があるが今は別とする。

(4)岸伝平著(川越叢書第六卷)五〇―五二頁に亘り「沼田順義と級長戸風」を収める。部分的には誤りと認められる所もあるが、独自の記述があり注目される。昭和三〇年刊。

(5)赤尾村(現在、埼玉県坂戸市赤尾)の名主林信海で文久二(一八六二)年五十八歳歿で、順義より十三歳少い。生前交渉があったといふ。岸伝平氏はその手記はみて居らず、伝聞的記述である。渡辺金造「埼玉名家著述目録」参照。
(6)森銃三著作集別巻三三一頁所収による。原本は神宮文庫所蔵。木村黙老(安政三歿、八三歳)は近世文芸家資料綜覧(森・他編)所収。

次に「甲斐に之き、座光寺南屏に就きて儒学を学ぶ」(前出)と。南屏は「明和以後峡南市川(現山梨県西八代郡市川大門町)」⁽¹⁾にあって著聞する儒医であった。「甲州儒医列伝」(以下「列伝」と略称)によれば、その系統は

(儒学) 徂徠—太宰春台—五味釜川—
(医学) 艮山—香川修庵—子南洋—南屏

即ち儒学は古文辞学派の流れを汲み、同門には早く江戸へ出た山県大貳が居た。医学は古医方、儒医一本派の流れを汲む。しかも独自の学を成し、儒医両学著書の類「七十八部百六十四卷」に達し、甲州の天地開闢以来古今独歩⁽²⁾。「列伝・二八一頁」といはれる。且つ常に「徂徠の如く東夷の人と称するを愧とし、本朝を神国として尊重」し、著書の自署には「大日本」を冠し、「皇朝」の二字は改行して書いた(同上・二七九—八〇頁)といふ。かくて

医業五十余年で、帷講学亦五十年、仁術に加ふるに德音を以てし、晩年の門戸学名・書名俱に高潮に達し、從遊の門下百余名盛名遠近に洩く。徳化の及ぶ所州外に溢れ市川文教の淵源を作り、流風余韻今に到りて涙びざるものあり。(列伝・二八二—三頁)

「盲人伝」に述べる、村井椿寿の死を聞いて(その時期はともあれ)次に赴いた処が、甲斐の南屏の門であったといふことも首肯される事である。共に古医方の流れを汲む当代の名高い儒医である。順義の志向が奈辺に在ったかを示してゐる。なほ「盲人伝」はこ

で「儒学を学ぶ」と記すが、医学を兼修したとみても不自然ではあるまい。

但しここでも順義が何時、甲斐に行つたのが問題を残してゐる。座光寺南屏の歿年は文政元(一八一八)年、八十四歳である。順義が村井椿寿の死(一八一五年)を聞いて後といふのでは少し過ぎる嫌ひがある。前述した如く順義二十一歳(文化九年・一八一二)に清水港で開業といふ事に照合するなら尚更である。もしこの清水行の時期に就ては「盲人伝」の行文に前後の手違ひがあるとみても、順義の甲斐行は、南屏既に八十一歳で最晩年に属する。それでも入門は不可能ではないが、前後からみて疑義が抜ひ切れない。

「盲人伝」は次に「尋で國齋に入り」(前出)と記す。國齋とは昌平坂学問所—通称昌平校の謂で、寛政九(一七九七)年、幕府直轄の学問所となつてゐる。林述斎(松平衡)が大学頭となつたのはこれより先、寛政五年二十六歳の時である。「群馬県史」卷三(前出)の「沼田築水堂」の項は大概「替人伝」の踏襲であるが、間々表現を異にする所があり、この箇所は「座光寺某に就き儒学を修む。其後林述斎の門に入りし年次詳ならず」(二五六頁)と記す。寛政十二年以来、受講資格は幕府直参の士—旗本・御家人に限られたが、享和元(一八〇二)年以来、陪臣、浪人、浪人らのための書生寮を増築、また一方「仰高門日講には陪臣、浪人、町人、百姓を問わず聴講を許した」(聖堂物語)⁽³⁾といふ事によれば、順義の場合「國齋に入り」(盲人伝)といひ「林述斎の門に入り」(県史)といふのは入寮したのか、単に聴講しただけか、必しも明らかでない。またその「年次不詳」でもあるが、何れにしろ聴講したことは推察さ

れる。後年「級長戸追風」に「蕉軒老人」（林述斎の号）の名で序文を寄せてゐる事などからみて、その学問的縁由をかなり以前からのものと見得るとすれば、或ひは単に聴講しただけではないといふ推測もなされよう。

注(1)甲斐志料集成一一所収「甲州儒医列伝」（村松学佑稿本）による。この中座光寺南屏に關しては約一〇頁に及び詳述してゐる。以下頁数はこれによって示す。

(2)聖堂物語（斯文会刊）二四—二六頁
 (3)石川謙「昌平坂学問所の発達過程とその様式」（前出）二八頁、三八—九頁

(4)聖堂物語（前出）二八—三〇頁。一般的に聴講を許可したのが何年からかは必ずしも分明でない様にみられる。

(5)天保十一年、述斎七十三歳の時である。因に「級長戸風」には培斎主人林煌（述斎の第三子）、一國意考辨妄」には梧南主人林煒（述斎の第六子）が序文を寄せてゐる。何れも並々ならぬ厚意が読取られる。このことは一度発表したことがあつたが、別により詳しく取上げる予定である。

四

次はこれも引用済みの「盲人伝」の終りの一節「又磯野公道に從ひて益々医学を究む」である。前後の文脈からこの「又」といふのは昌平校の件の後か、その傍らか、明確性を欠くがとにかくさして離れない時と所と考へられる。

然るに「群馬県史」三（前出とは別項）の「皇漢医学」⁽¹⁾の部にはこの箇所が「十五歳甲斐に赴き磯野公道に從うて」（四四二頁）とある。十五歳といふ時期も早い、これは今措くも明らかに甲斐に

行つた事を示してゐる。この甲斐行を裏づける如く、木村黙老の「きくまゝの記」（前出）には順義が「後甲州の医磯野公道磯野は甲の医道を唱ふる人なりに從ひ、医術大いにすすむ」と。この兩者共に極めて簡要な文で、要点のみを述べた趣であつて詳細を求めざる事はできないが、後者の、甲州の医磯野に從つたといふことは、甲斐行をいはずして示してゐる事にならう。以上によれば、順義は（昌平校の前後）一度或ひは再度甲斐に行つたことになる。

更にこのことを別の面から示唆する様な資料がある。小島蕉園の「漫筆」（富士川游所引による）に、

甲斐國小原村ト云アリ（中略）ソノカミ我県令タリントキ、余ガ医友ニ甲斐ノ人磯野弘道ト云アリ、其父ヲ原泉ト云、岑少翁ノ門人ナリ、甲州古医方ノ始ナリ

云々とみえる。蕉園が県令（甲州田中の代官）となつたのは、文化二（一八〇五）年から同四年末までの三年間である。⁽²⁾その頃「磯野弘道」が居た。右文中にみえる岑少翁は、吉益東洞に師事し、順義がそのはじめ目指した琴山村井椿寿（前出）と東西に併び称された名医である。磯野弘道はその門流に立つ。右の「漫筆」の文脈では、「岑少翁ノ門人」とは、父の原泉の事か、子の弘道か、何れとも取れる様で少々不安定に思はれるが、何れにしても「甲州古医方」の草分け的存在であつたことはいへるであらう。

なほ磯野（磯野とも書く）「弘道」と先の「公道」とは同一人物とみてよい様である。「江戶廣益諸家人名録」（近世人名録集成所収）⁽³⁾に

学医 希聲名公道字弘道 下谷棟屏小路磯野 公道

の記名がある。また「江戸現存名家一覽」(同集成所収)の「学医」の部に「磯野希聲^⑧」とみられる。名は公道、字は弘道である。

但し、みて来た「群馬県史」、「きくまの記」、「漫筆」の三者の場合、公道は等しく甲斐居住である。対して右の人名録では、江戸現存であり、下谷である。(前者は天保七年版、後者は天保初年頃の版かといふ。)江戸居住を更に語るものもある。即ち「越藩福井医史及医人伝」の「笹原白翁」の項によれば、白翁は「十五六歳」の頃「本草学」を修めた後

文政十二年三月江戸に出て昌平橋外磯野公道の門に入り幾もなぐ其塾頭に挙げられ医学を研究す。天保三年三月帰国し、福井

木田中町に開業(八八頁)

云々である。白翁は文政十二(一八二九)年から天保三(一八三二)年まで四年の間、公道に師事したのである。(白翁が、橋本左内と親交を持ち、西洋医学に入って行くのはこの後の事である)。

なほ細部に亘るが、右の白翁伝の記事にみえる「昌平橋外」と先の人名録の「下谷練屏小路」とは同じ場所を指すとみてよいであらう。現在からは適確にいふことは難しい様だが、昌平橋外は外神田の辺りであり外神田は下谷(の練屏町)に接続してゐる。「今下谷と唱ふる域は南の方外神田に境ひ」云々(御府内備考)といひ練屏町については「外神田松永町と相生町の間より北へ通る小路」(同上)とあるが、更に他説もあり「これら記述と絵図を参考にしても、その位置を適確に指摘することはできない。明治以降の変貌ぶりが余りにも激しかったといへる」。(以上台東叢書「下谷・浅草町名由来考」二頁及三〇頁)

・昭和四十二年・台東区刊)。

また「甲州儒医列伝」を再見するに、「南巨摩郡」の項に、文化中開業してゐた久保道寿の孫について

孫道一、江戸下谷磯野弘道に本道を学び明治元年歿す。(二九五頁)

年令等の記載はないが、白翁の学んでゐた文政年間、道一も弘道に学んだとしてもさう無理ではない。また同列伝の「家門育英」の項に、杉浦吉道の孫の道輔に就て、

道輔は吉道の孫なり。江戸磯野弘道に従ひ古医方を学ぶ。慶応三年歿す。享年五十八。(三三三頁)

これは漠然と「江戸」と記すのみだが、年令の記載がある。もしこの「道輔」が十五―二十歳頃に弘道に学んだとすれば、慶応三(一八六七)年より逆算して、文政十(一八一七)年前後と推定される。

また再び「群馬県史」の皇漢医学の部をみるに、

今井周斎は群馬郡高井村福島宗右衛門の次子にして、総社町の今井三周の養子となる。家世々医を業とし周斎は其七世に当る。少壮にして江戸に出て、古医方の名家、下谷練屏町磯野弘道京都吉良東洞の門の門に入り漢方を学ぶ。明治元年六月七日歿す。年

五十二。上毛人。(四四七頁)

短文ながら弘道の住所まで具体的に示してゐる。周斎少壮の頃をもし二十歳頃とすれば天保七(一八三六)年に当る。(これは先の「人名録」と一致する)。ここで弘道は「吉益東洞の門」といふ。先に「漫筆」には「岑少翁の門人」とあった。岑少翁は吉益流古医道を唱へたのであるから、何れに学んだとしても内容に凡そ矛盾は

ない。東洞は安永二（一七七三）年、七十二歳で歿し、岑少翁はその四十五年後の文政元（一八一八）年歿（年令不詳）である。この点からみて弘道が直接には岑少翁につき、そこで吉益流を学んだといふ方が妥当性がある様に思ふ。⁽⁶⁾

ここで推定されることをまとめてみると、磯野公道—弘道は、甲斐に居り、また江戸にも確かに居住してゐた。即ち、繰返す如く甲斐居住を示すものに、群馬県史、漫筆、きくまゝの記等がある。江戸在住を記すものに、先づ人名録関係、列伝、白翁の伝記そして群馬県史（今井周斎の記事）等がある。且つ甲斐関係は文化年間（「きくまゝの記」は年代不記）、江戸関係は、文政年間—それも凡そ文政十年以降となる。この様に文化と文政とに分れるといふことは、公道は、文化年間（それも前半に傾く）には甲斐にゐたが、文政年間には江戸に出て居を構へてゐたことを意味するのではないか。

そしてこのことは、沼田順義が磯野公道に学んだのは、甲斐であつたか、江戸に於てであつたかに関連性を持つて来る。

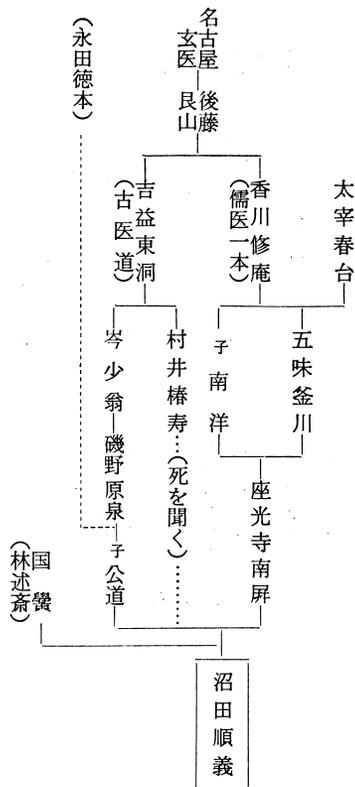
即ちもし甲斐であるとすれば、「群馬県史」皇漢医学の部に端的に記す「十五歳甲斐に赴き磯野公道に從う」（前出）といふことが眞実性を帯びて来る。そしてこの年は文化三年であるから小島蕉園が「漫筆」に於て「医友磯野弘道ト云アリ」（前出）と述べてゐる時処と凡そ適合する。但しこの場合「盲人伝」に於て、先行して記される村井椿寿の死の事や座光寺南屏等のことが、全く除かれてゐる。これらを考慮に入れた場合、「盲人伝」の行文の前後を訂正しなければならなくなる。即ち先づ甲斐の磯野公道に、そして辞して大阪方面に行く、ここで椿寿の死を聞き、再び甲斐に行き今度は座

光寺南屏につく、といふ順序に。（この間に前言した様に、二十一歳清水港開業といふ一事があり、これが何処に位置づけられるかは未解決のまま残る）。

一方もし江戸であるとすればどうか。甲斐の南屏の歿したのは文政元（一八一八）年である。従つて順義が仮にその最後まで学んでゐたとしても、既に磯野公道も江戸に出てゐる可能性はあるのである故、（交渉のあつた小島蕉園の任期は文化四年までである）順義が公道に学ぶ可能性も亦ある。しかし、これは、順義の前後からみて、十数年も南屏の許に留ることは殆どあり得ない。よつて今「盲人伝」に從つて、右に未解決とした「年二十一、業を清水港に開く」（前出）までの間とすればどうか。順義十五歳出郷から六年間である。この間に、大阪方面に行き、南屏につき、昌平校に入り、そして公道に学ぶとなり、かなり急がしいが、不可能ではない。公道に学ぶのはこの順序とすれば、文化七・八年頃となり、公道は江戸の生活に馴れて来た頃、順義は十九・二十歳頃である。加へて場所的に、昌平校と下谷練屏小路とは近接の間にある。便宜はよく、儒学と医学を平行して学ぶといふこともあり得たのではなからうか。（ただこの場合、再言する如く、大阪で村井の死を聞いたといふ事を考慮に入れないので、この点問題は残る。）

以上、両者共に目下管見に入つた資料の範囲からの推測である。しかし何れにせよ、沼田順義が磯野公道から医術を学んだといふ事實はあつたといへるであらう。

次に順義出郷後の修学（主として医学）を整理してみると、次の様な系統表となるであらう。



即ちこの略表にみられる如く、すべて古医方派の系統で一貫してゐる。もつとも当時は、古医方派の「東洞の医説は天下を風靡し」これに対立した「後世方派の医学は、しだいに影を潜め⁽¹⁾」てゐた情勢であつてみれば、敢て自ら古医方を選んだとはいへず、世の大勢に従つた事の結果であるかも知れない。ただそれにしても、確かな名声ある学医に就いてゐたといへるであらう。この点、沼田順義は少青年期に、かなりしつかりした階梯を踏み、根柢を培つたものと思はれる。もとより後年漸く変貌を遂げて行くのは人間の常ではあるが、人生の基礎的時期に養はれ身につけたものが、底流をなして人生を貫くことも亦軽視できないであらう。

なほ「盲人伝」が他の資料に多く見える順義の「按摩鍼術」の事を殆ど述べず、如上の「医学」のみを語るのはいふ事なのか。一種の厚意からなのであらうか。さう思はれるが、その反面やはり

これは伝記として欠落部分があると認めざるを得ないと思はれる。「按摩鍼術」の事が順義になかつたとは、他の記述から見て、考へ難い事である。或ひはそれらをすべて「医学」の事柄に含めてしまつてゐるとすれば、表現が一面的に過ぎるといへよう。且つそれを事とした時期もあると認められるのである。

彼此晦渋を極める体であるが、これには次の様な事情も介在してゐるであらう。

本書中氏名竝に生死年月日等の明瞭ならざるものあるは、本邦の習慣として一旦盲人となれば其跡を輒晦したるが如きことあるに由る。(盲人伝・凡例)

これは単に氏名、生死年月日に限られまい。場合によりその事跡等に及ぶ事もあらう。この意味で「盲人伝」の作者は確かな根柢あるものと思はれるもののみを採用したのかも測り難い。一層の考察を重ねて行きたい。今は取敢ず順義二十歳頃までを目安として辿つてみた。

注(1)群馬県史三(前出)には「経学」の部に「沼田染水堂」とし約二頁に亘る外、「皇漢医学」の部に約半頁の「沼田道意」の記載がある。「盲人伝」と殆ど差異はないが、表現や行文の所々に独自のものもある。これは「瞽人伝」の外「上毛及上毛人」(未見)にある所かとみられる。

(2)富士川游著「科学随筆・医史叢談」(昭一七刊)一六八—一九頁。この二頁に亘る一文は、「徳本翁十九方」の偽作なるこ

とを語つてゐる。

(3) 「静岡県人物誌」(大正一三刊)第二編列伝の「小島蕉園」及び森銃三著作集第八卷所収「小島蕉園伝」三六〇頁参照。

(4) 紫竹屏山著「本朝医人伝」(明治四三刊)所収八八頁「岑少翁」、及び富士川游著「日本医学史綱要」(昭和五一・東洋文庫)1・江戸時代中期・「吉益流医方」の條参照。

(5) 森銃三・中島理寿編(昭五一・勉誠社刊)による。同解説参照。

(6) 同右、一〇五五所収。「学医」の項全三六名の列記(いろは順)の筆頭にみゆ。

(7) 笹岡芳名著(大正一〇・三秀舎刊)八八―九頁。

(8) なほ磯野公道につきもう一つの事がある。「きくまゝの記」の注に「磯野は甲斐の徳本の医道を唱ふる人なり」とある。他の場合、東洞門といひ岑少翁門といふ。それぞれ異なるが、この永田徳本(寛政七―一六三〇―年歿・一一八歳)は極めて伝説的な趣のある人物であるが、唐宋以降の医説に対し古方の「自然良能説」を唱導したといふ。後の後藤良山、吉益東洞の古医方の説は、既に徳本の説く所であった。―愛知県医事風土記(昭和四六刊)及び日本医学史綱要1参照。この点で、磯野公道が「徳本の医道を唱ふる人」であつても矛盾はない。因に「国書總目録」に「磯野汝行著・甲斐徳本翁抄書・安永五年序と、磯野汝行校・永田徳本著・知足齋医鈔・天保八年序(共に京大・富士川)がみえる。この磯(又は磯)野汝行と公道は何等かの関係あるやに思はれる。徳本の著書には後人の仮托も多く、本文に引いた蕉園の漫筆の文も磯野がその真偽に関はる話であり、彼此徳本との関係は深い様である。

(9) 服部敏良「江戸時代医学史の研究」(前出)一二頁。

(五五・七・一六)